

令和8年6月16日 現地説明会での質疑応答内容一覧

No.	項目	質問内容	回答
1	体育館	総合体育館の放送設備の放送範囲を教えてください。	体育館のみでの放送、全館放送、ともに可能です。
2	公園内	公園内に新たに監視カメラ、WEBカメラを設置することは可能でしょうか。	施設の安全な管理運営上、必要であれば、新たな設置に特段の支障はありません。(旧式となりますが、監視カメラは現在も設置されています。)
3	プール	市民プールのロッカー数はどのくらいありますか。	・子供プール男子ロッカー 360個 ・子供プール女子ロッカー 360個 ・管理棟男子ロッカー 648個 ・管理棟女子ロッカー 648個
4		市民プールの1日の利用者数を教えてください。	令和7年度の利用者数は25,938人であるため、プールの稼働期間となる7～8月で換算すると、1日418人程度となります。
5	点検	トレーニング室の点検回数を教えてください。	メーカー点検を年1回実施し、指定管理者による点検は毎月実施しています。
6		消防用設備等点検は市で行うことになりますか。	消防用設備点検は市にて一括で業務委託を行っているため、指定管理の委託業務には入っていません。
7		防火対象物点検は市と指定管理者どちらで行うことになりますか。	指定管理者にて行っていただきます。 募集要領 p 12・18「収支決算」では手数料の項目となり、うち、令和7年度は82,500円となります。
8	備品	バレーボールネットなどの備品修繕の取り決めはどうなっていますか。	募集要領 p 10・15「指定管理者と市の責任分担」のとおり、1件30万円(消費税及び地方消費税含む)未済のものは指定管理者の修繕となります。
9		備品の管理は、備品台帳などに基づいて管理していくという理解でよいでしょうか。	その認識で問題ありません。 現指定管理者にて作成している備品台帳を引き継ぎ、管理していただきます。
10	自主事業	自動販売機の売り上げや設置者について教えてください。	自動販売機は市が入札によって設置者を選定しているため、指定管理者へ売り上げは入りません。 また、3カ年での敷地の貸付となるため、直近は令和11年3月31日まで既に事業者選定済となります。
11	仕様書 p 4	5「管理の基準」(1)休館日及び開館時間について、繁忙期などの開館、閉館時間の短縮は可能でしょうか。	各施設の閉館時間は条例で定められていることから、原則、仕様書に定める時間での開場となります。
12	仕様書 p 4	5「管理の基準」(3)使用料の徴収・納入等の手続きについて、個人利用など券売機の売り上げについても日毎に納入という理解でよいでしょうか。	その認識で間違いありません。 速やかに銀行へ納入をお願いします。
13	仕様書 p 6	5「業務の範囲」(8)管理責任の備えについて、指定管理者が加入する施設損害賠償責任保険は加入要件となる上限額はありますか。	加入上限額は特段定めてはいません。 参考として、現指定管理者が加入している内容は次のとおりです。 ＜基本補償額＞ ・身体 1名 3,000万円 ・身体 1事故 30,000万円 ・財物 1事故 1,000万円
14	仕様書 p 6	6「業務の範囲」(1)④遺失物法に係るコンプライアンスについて、マニュアル作成は市より示される方針に従ったものでよいでしょうか。	市にて示す方針を参考に、マニュアル作成等を行ってください。 方針についてはホームページに追加で掲載します。
15	仕様書 p 8	6「業務の範囲」(2)個別業務・ア 上荒川公園について、公用車の借用契約締結とあるが、どのような契約内容となりますか。	公園内での使用として、公用車(軽トラック)市が指定管理者へ無償貸借するものですが、当該車両に係る燃料費、任意保険料は指定管理者の負担となります。
16	仕様書 p 12	6「業務の範囲」(2)個別業務・キ 市民プールの業務管理のなかの監視と安全管理について、監督員と看護師の配置は必須でしょうか。	安全管理と救助体制の徹底・確立のため常時、監督員1名以上、看護師1名以上の配置は必須としています。

令和8年6月16日 現地説明会での質疑応答内容一覧

No.	項目	質問内容	回答
17	仕様書 p 15	10「防災等に係る業務」(4)において、避難所開設等は市と連携して準備を進めるという理解でよいでしょうか。	その認識で問題ありません。 避難所開設の場合には市から指定管理者へ連絡を行う体制となっています。 そのため、連絡があった際には、利用者への利用の中止や避難場所の確保、設備、備品等の提供に御協力いただきます。 また、今後、ペット避難所の対応も開始予定となりますので、詳細が決まり次第、共有します。
18	仕様書 P17	13「その他」(3)私用車の駐車について、駐車場使用料は市へ支払いをするという理解でよいでしょうか。	その認識で間違いありません。 公園内の駐車場使用は行政財産の目的外使用となることから、市へ申請し、使用料の支払いをしていただきます。